

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年1月10日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和元年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年1月10日（金）午後3時00分から午後3時55分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 議案第3号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 農地法第5条による事業計画変更承認申請について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（7人）

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 欠 席	5番 本田 和寛	6番 欠 席
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員（2人）

4番 堀川 眞助	6番 内藤 文紀
----------	----------

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 欠 席
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員（1人）

6番 山下 芳廣

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第10回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中7名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に2番 河北委員、3番 磯部委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

議案書1ページ、番号1について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

転用目的は、建売住宅及び通路です。

権利は、所有権の移転による転用です。

この議案につきましては、現地調査を昨年12月26日（木）に実施してい

ます。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

8番農業委員

議案第1号の番号1について、8番農業委員が説明します。

本申請地は、北側に10ha以上の広がりのある農地ではありますが、事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、申請地は農地の状態ではありません。また、申請地の北側は農道であるため、宅地へ転用することにより、他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

8 番推進委員 雨水排水について、水路への放流は大丈夫なのか？

事務局 水路放流については、土地改良区の排水同意が取れています。

議 長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 1 号 番号 2 を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号番号 2 を説明します。
議案書の 1 ページです。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

転用目的は、工事現場事務所です。

権利は、賃借権の設定による転用です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を昨年 12 月 26 日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 4～P 6 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第 2 種農地と判断しました。

(10ha 未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地あり、原則許可することができませんが、申請内容が一時転用であり、申請期間終了後は農地へ現状復旧されるものです。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

7番推進委員 議案第1号の番号2について、7番推進委員が説明します。
本申請地は、10ha未満の小規模の農地であるとともに、申請内容が一時転用によるものであり、農地へ現状復旧されるものです。また、申請地の東側は農地となりますが、一時転用することにより、大きく影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

3番農業委員 一時転用はいつまでか？

事務局 令和2年6月30日までの予定です。

議長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の

担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和2年1月6日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP2～4をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が11件の23筆で合計面積47,118.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和2年1月6日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書の5ページをご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件の12筆で合計面積16,019.00㎡です。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」説明します。

この議案は、過去に農地転用許可を受けた案件について、転用事業者が事業計画を変更する場合に、改めて県から事業計画の変更承認を受けるため、必要となるものです。

12月に2件の変更承認申請がありました。
説明につきましては、2件続けて行わせていただきます。

1件目の事業者及び転用目的については、申請書のとおりです。
変更内容は「工期の延長」です。

資料は、1枚目に申請書の写し、2枚目に位置図、3枚目に土地利用計画図、4枚目に当初の工程表、5枚目に変更後の工程表を添付しております。

この案件につきましては、平成23年8月25日に許可が出ており、当初の計画では平成24年6月30日までに事業を完了する予定でした。

現在、建売住宅の全17区画中16区画は完了しており、転用事業者により

ますと、あと1区画も今年の6月までには完了する目途があるとのこと。

計画通り完了できなかった理由として、東日本大震災や熊本地震等の災害発生による建築職人不足により、完了させることができなかったとのこと。

事業計画の変更承認に当たっては、6つの基準を満たす必要があります。基準に照らした結果について説明します。

- ① 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

現在既に全17区画中16区画について完了しており、事業実施中であることから、許可の取消しは妥当ではないと思われます。

- ② 転用目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

災害による職人不足が工期延長の理由となっており、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと思われます。

- ③ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

工事の完了日を延長するもので、事業内容自体の変更はないことから、事業の緊急性及び必要性に変化はないものと思われます。

- ④ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

現在事業実施中であり、新たな資金調達もないため、確実と思われます。

- ⑤ 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

当初計画の事業内容に変更はないため、周辺農地への影響はないと思われます。

- ⑥、①～⑤のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。

当初の工事完了日を延長変更するものであり、その他の変更はないため、適当と思われます。

以上のことから、本件変更承認申請については、要件全てに該当することから、承認はやむを得ないものと判断されます。

2件目の事業者及び転用目的については、申請書のとおりです。
変更内容は「工期の延長」です。

資料は、1枚目に申請書の写し、2枚目に位置図、3枚目に土地利用計画図、4枚目に当初の工程表、5枚目に変更後の工程表を添付しております。

この案件につきましては、平成30年3月28日に許可が出ており、当初の計画では平成31年7月31日までに事業を完了する予定でした。

資料5枚目の工程表をご覧ください。転用事業者によりますと、現在、基本の土工事は、完了し、防災工事の中の調整池築造工事に入る状況とのことです。

計画通り完了できなかった理由として、公共工事からの残土受入れ搬入の調整が遅れ3か月遅れたことと、震災需要で労務者の人材不足のため、完了させることができなかったとのことでした。

事業計画の変更承認に当たっては、6つの基準を満たす必要がありますので、基準に照らした結果について説明します。

① 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

現在、事業実施中であることから、許可の取消しは妥当ではないと思われます。

② 転用目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。

災害による職人不足が工期延長の一因となっており、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと思われます。

③ 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

工事の完了日を延長するもので、事業内容自体の変更はないことから、事業の緊急性及び必要性に変化はないものと思われます。

④ 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。

現在事業実施中であり、新たな資金調達もないため、確実と思われま

⑤変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。

当初計画の事業内容に変更はないため、周辺農地への影響はないと思われま

⑥、①～⑤のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるものであること。

当初の工事完了日を延長変更するものであり、その他の変更はないため、適

当と思われま

事務局からの説明は以上です。

議 長

議案の説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第4号の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第4号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号について、議案書の6ページをお願いします。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、議案書の7ページをお願いします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は5件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後3時54分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年1月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人